

自然休養林情報

森林浴で心も身体もリフレッシュ

屋久島の国有林では、屋久島の代表的な森林景観を、一般観光者等に対する二つの風致探勝林（自然休養林）として提供しています。今月から、その二つの休養林についての見どころ、四季折々の変化等を「自然休養林情報」として連載していきます。今回は手始めとして、これらを簡単に紹介します。

まず、積み重なる大岩や豊富な水が織りなす溪谷美と、一面苔に覆われた森林が見所の白谷雲水峡。

そして、土埋木が自然のままに残されており、觀賞しながらヤクスギと人との共生、森林のメカニズムが勉強できるヤクスギランド。

どちらとも、林内には遊歩道が設置されており、比較的簡単に屋久島の自然を散策できます。

先日ヤクスギランド内の沢津橋が完成し、利用施設の充実はもとより、自然景観に配慮した工法で溪谷に映える新しい見所となりました。

また、4月15日にはヤクスギランドにおいて山開きが行われ、屋久島においても登山や森林浴に一番適したシーズンを迎えました。これからの季節、是非、足を運んでみて下さい。

平成九年度第一回屋久島山岳部利用対策協議会が、四月一八日屋久島環境文化村センターにおいて開催されました。中心議題となったのは、ゴールデンウィーク期間中の「縄文杉周辺の監視指導及び施設利用方針」で、縄文杉展望デッキでの混雑を避けるため、デッキ上に観察専用区分

等の表示及び休憩所等への利用誘導を決定しました。詳細については、別紙展望デッキ

縄文杉展望デッキ利用区分を決める 屋久島山岳部利用対策協議会開催

ゴールデンウィーク期間等の、縄文杉展望デッキでの混雑を避けるため、観察専用区域等の表示及び休憩所等の利用誘導を決定しました。



キ利用区分図のとおりです。ゴールデンウィーク期間中の指導については、昨年の夏休み期間中と同様、荒川林道終点で、駐車場の整理、環境美化啓発活動等を行うことを決定し、保全センター独自でも縄文杉周辺のパトロールを四月二十五日と五月二日に実施しました。

高塚管理棟の供用を開始

自然遺産を含む山岳部地域の巡視、登山者への植生保護の啓発等に有効利用を期待

昨年度、林野庁の世界自然遺産保全緊急対策事業として設置した高塚管理棟（木造平屋、二〇m）の共用を、四月二十五日から開始しました。この建物は、自然遺産の保全活動拠点施設として、山岳地域の巡視・指導、遭難救助、自然遺産の保全に関する国、地方公共団体、学術研究、ボ



ランテア等の活動に役立てるために設置したもので、休憩、宿泊、集合連絡場所、物資の保管などに利用できます。場所は、高塚山の北部の営

屋久島の植物



コガクウツギ
(ゆきのした科)

伊豆半島以南に分布する落葉の低木である。花序は直径三〜五cmで、若枝は紫褐色で伏毛がある。葉は長さ三〜五cmの長楕円形または楕円形で縁にあらぬ鋸歯がある。枝先の散房花序に両性花と萼片三〜四個の白い装飾花をつける。今、県道白谷線沿いを白く飾っている。

保全センター職員の 植物勉強会を実施

四月は、元林業試験場植生研究室長の前田禎三先生や、熊本管林局の森林インストラクター資格取得者の来島があり、これを利用していただき、屋久島の植生や森林に関する普及方法等についての保全センター職員の勉強会を

お知らせ

人の動き

五月一日付転入
所員 福泉裕介
(管林局より)

新任です

山本満久



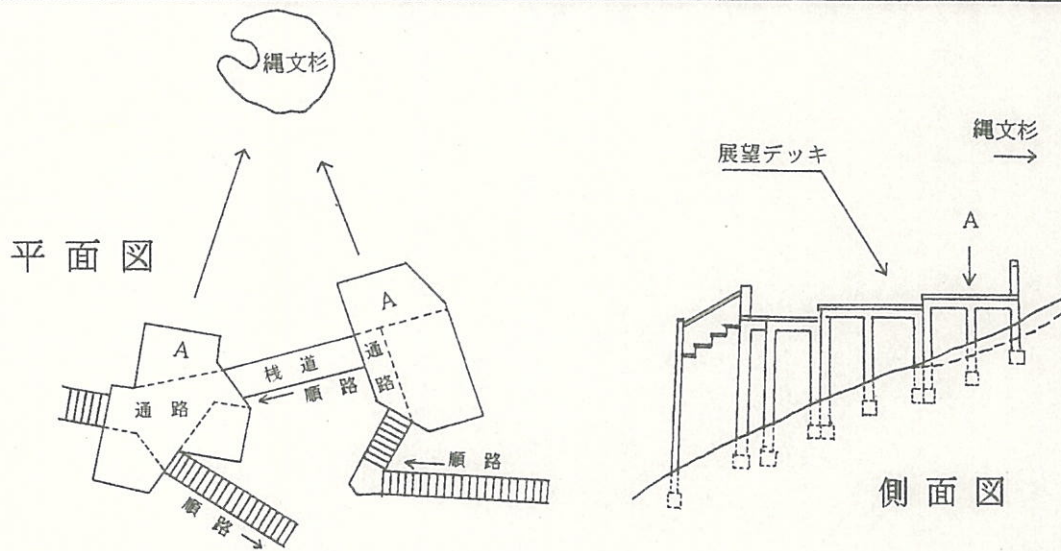
四月一日付けで森林技術総合研修所から参りました山本です。よろしくお願ひします。林野庁として全国で初めて設置された保全センターの使用を十分に受止め、世界自然遺産に登録された屋久島の自然環境を保全し、地域に親しまれるセンターとするため努力していきたいと思ひます。

高塚管理棟の運営方針

屋久島営林署 屋久島森林環境保全センター

- 1 運営方針の決定及び変更
 - (1) 本営林局の「保全センター」として、屋久島営林署長（実質的な処理機関は屋久島森林環境保全センター）が決定するものとする。
 - (2) 決定及び変更にあたっては、事前に環境庁霧島屋久国立公園屋久島管理官事務所（以下「屋久島管理官事務所」という。）の運営に関する地元のボランティア等団体の意見を聞き、運営方針に反映させるものとする。
 - (3) 決定及び変更された運営方針は、関係する機関等に通知すると共に、屋久島山岳部利用対策協議会や「洋上アルプス（保全センター広報）」を利用して地元にも広く周知するものとする。
- 2 運営方針
 - (1) 管理棟の利用業務等
 - アイウエオ ① 自然遺産等を中心とした山岳部の巡視・指導活動
 - アイウエオ ② 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ③ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ④ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ⑤ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ⑥ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ⑦ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ⑧ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ⑨ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - アイウエオ ⑩ 屋久島自然遺産の保全に関する活動
 - (2) 利用対象者
 - (1) のアからエに従事する者（国・県・町等の職員、ボランティア、屋久島警察、学術研究者、保全センターの業務の請負実行者等）
 - (3) 利用の承認
 - ア 宿泊を伴わない利用
 - イ 久島管理官事務所及び屋久島警察署については、電話連絡で可とする。
 - イ 宿泊を伴う利用
 - ア 事前文書（申請書様式）で申請する。ただし遭難救助等緊急の場合は、電話連絡か事後承認も可とする。
 - イ 事前文書（申請書様式）で申請する。ただし遭難救助等緊急の場合は、電話連絡か事後承認も可とする。
 - (4) 管理棟入口ドアの鍵の保管と貸出
 - ア 鍵の保管場所は、保全センター、屋久島営林署、屋久島管理官事務所及び屋久島警察署とし、貸出は利用申請者の希望する保管場所（屋久島警察署を除く）で行うものとする。
 - (5) 使用記録簿の記入の義務付け
 - ア 管理棟内に使用記録簿を備え付け、使用の記録を義務付ける。
 - (6) 機材の保管等
 - ア (2) の利用対象者（機関）の希望する管理棟内の機材の保管は、棟の利用空間及び棟の管理上の問題の有無等を考慮した上で、原則として許可するものとする。管理棟の利用者が利用で屋久島の営林署で備え付けた備品及び消耗品については、原則として管理棟の利用者が利用で屋久島の営林署で備え付けた備品等については、目録を管理棟内に明示するものとする。
 - (7) 運営方針の適用
 - ア この運営方針は、平成9年4月25日から適用する。

縄文杉展望デッキ利用区分図



縄文杉周辺施設利用指導方針（一部掲載）

- 1 通常時
 - (1) 展望デッキA部分では、写真撮影、縄文杉観察に適した場所であることから、休憩・食事等はしないこと。
 - (2) 土壌流失の原因ともなるので、デッキの外、特にデッキの下へは立ち入らないこと。
- 2 混雑時（1に加え）
 - (1) デッキでの撮影等のために利用するA部分との通路確保に協力を求める。（通路→テープ表示）また、利用状況に応じ、①縄文杉手前の水場②休憩所③旧高塚小屋及び周辺の広場での休憩・食事への誘導を行う。